

日 絹 月 報

平成 21 年 6 月号 第 387 号

発行：社団法人日本絹人織織物工業会

日本絹人織織物工業組合連合会

Tel 03-3262-4101

URL <http://www.kinujinsen.com>

日絹月報はホームページでも閲覧できます。

— 本号の主なニュース —

1. 工業会定時総会及び連合会通常総会の開催
2. 雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の拡充について
3. 第 35 回通商問題研究会の開催
4. 中小企業庁より各種支援事業(補助金)の公募について

◇ 工業会定時総会及び連合会通常総会の開催 ◇

工業会第 142 回(定時)総会及び連合会第 53 回(通常)総会は、5 月 26 日ホテルグランドパレス・チェリールームにおいて開催され、平成 20 年度事業報告及び決算報告が行われ了承された。また、同総会において工業会・連合会それぞれの理事及び監事等全員の任期満了に伴う改選により、後任理事及び監事等が選任された。

引き続き開催された新メンバーによる工業会第 203 回理事会及び連合会第 259 回理事会において、工業会正副会長及び連合会正副理事長に次の各氏がそれぞれ選任され、連合会の新理事長に石川県織物構造改善工業組合の西理事長が就任した。

なお、西理事長は同日の記者会見において、「経済環境が大きく落ち込む状況下であるが、技術を磨き、商品開発を進めていけば生き残る道はある。企業の自助努力への応援をしたい。」と抱負を述べた。

社団法人日本絹人織織物工業会

会 長 渡 邊 隆 夫(西 陣)
副会長 西 紀 幸(石 川)
同 増 永 矩 明(福 井)
同 菅 野 晋 一(福 島)
同 渡 邊 正 義(丹 後)
同 田 村 直 之(伊勢崎) 新任
専務理事 小 島 伸 一(員 外)
常務理事 鐘ヶ江 憲 治(同)

日本絹人織織物工業組合連合会

理 事 長 西 紀 幸(石 川) 新任
副理事長 渡 邊 隆 夫(西 陣)
同 増 永 矩 明(福 井)
同 菅 野 晋 一(福 島)
同 渡 邊 正 義(丹 後)
同 田 村 直 之(伊勢崎) 新任
専務理事 小 島 伸 一(員 外)
常務理事 鐘ヶ江 憲 治(同)

◇ 雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の拡充について ◇

厚生労働省は現下の雇用失業情勢の急速な悪化により、事業活動の縮小を余儀なくされ、一時的に休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行い、雇用を維持する事業主に対して、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金を支給しているが、今般、平成21年度第1次補正予算の成立を受け、次の通り一層の拡充を図ることとなった。

なお、政府の経済危機対策を受けて、平成21年6月8日から実施された。

見直しのポイント

○ 助成対象となる教育訓練の要件緩和と訓練費の引き上げ

事業所内における教育訓練について半日単位の実施も可能となりました。また、雇用調整助成金の訓練費を1,200円から4,000円に引き上げました。

○ 在籍出向者の休業等を助成対象として追加

これまで助成対象外であった在籍出向者（出向元で雇用保険被保険者となっている者）による出向先における休業等について、出向元及び出向先で生産量要件を満たし、出向元との休業等協定に基づき実施された場合に、助成対象となります。

○ 障害のある人に係る助成率の引き上げ

障害のある人の休業等及び出向について、助成率を引き上げました。

- ・ 雇用調整助成金 2/3 → 3/4
- ・ 中小企業緊急雇用安定助成金 4/5 → 9/10

○ 1年間の支給限度日数の緩和

これまで、1年間の支給限度日数は200日でしたが、これを撤廃しました。

（3年間の支給限度日数は300日（現行どおり））

○ 計画届の変更の際の手続きの簡素化

助成金にかかる計画届の変更手続きを、休業等協定の変更を伴わない場合に限り、郵送、FAX、電子メール等により行うことが可能となりました。

※なお、本会からは6月11付け21絹人織工連発第28号にて通知済です。



雇用調整助成金制度の見直しについて

★ **NEW** については、政府の経済危機対策を受けて、平成21年6月8日から実施。

1 助成金の支給対象が広がりました！

＞対象労働者の拡大

雇用保険被保険者期間6か月以上の労働者を対象としていましたが、期間を問わず被保険者全員が対象となり、新規学卒者等も利用できるようになりました。

＞生産量要件の見直し

従来、原則として「生産量」により事業活動の縮小を確認していましたが、「売上高又は生産量」により確認できるようになりました。

＞特例短時間休業を支給対象に追加

1時間単位で休業する場合は、事業所の被保険者全員がいつせいに休業する必要がありましたが、労働者ごとに1時間単位で休業することが可能となりました。

＞助成対象となる教育訓練の要件緩和と基準の見直し **NEW**

教育訓練の対象範囲が幅広く認められるようになるとともに、事業所内における訓練について、半日単位の実施も可能となりました（ただし、訓練費は半額）。

＞在籍出向者の休業等を支給対象に追加 **NEW**

在籍出向者が出向先において休業等をした場合は対象外でしたが、出向元と休業等協定を結ぶこと、出向元において支給要件を満たすこと等により、利用可能となりました。

2 助成金額がUPしました！

＞教育訓練費がUP

- ・大企業 1,200円→4,000円 **NEW**
- ・中小企業 1,200円→6,000円

＞解雇等を行わない場合は助成率がUP

- ・大企業 2/3→3/4
- ・中小企業 4/5→9/10

＞支給限度日数がUP

- ・1年間 200日→撤廃 **NEW**
- ・3年間 150日→300日

＞障害のある人に係る助成率がUP

- ・大企業 2/3→3/4 **NEW**
- ・中小企業 4/5→9/10 **NEW**

助成金の支給までの資金繰りについては、中小企業庁・金融庁から政府系を含む金融機関に対して協力を要請しています。
個別のご相談については、助成金の申請を行っていることが確認できる書類をご持参の上、全国900箇所に設置されている「緊急相談窓口」にご相談ください。

※1 日本政策金融公庫では、雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金等）の届出を行った企業に向けた低利融資（地域活性化・雇用促進基金）を6月11日より実施しています。

※2 中小企業庁のホームページを参照 <http://www.chusho.meti.go.jp/>

3 支給申請がしやすくなりました！

＞支給対象となる休業等から、時間外労働等を行った時間数を相殺して支給額を決定していましたが、この取扱いを廃止しました。

＞計画届の変更について、郵送、FAX、メール等により行うことが可能になりました。 **NEW**

＞申請様式について、一部の支給申請書等を除いて、所定の事項が記載されていれば、事業所が作成した任意の様式により申請することが可能になりました。

★詳細については、最寄りの労働局又はハローワークへお問い合わせください★

☎ 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク（公共職業安定所）



雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金について

～雇用する労働者に対し休業、教育訓練又は出向を行い、その雇用の維持を図る事業主を支援します～

◆助成金の概要◆

景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図る場合、その賃金等の一部を助成します。

◆支給対象◆

◎支給対象事業主：雇用保険適用事業所

◎支給対象労働者：雇用保険被保険者（被保険者であった期間は問いません）

◆支給要件◆

- ①最近3か月の生産量、売上高等の指標がその直前3か月又は前年同期と比べて5%以上減少していること（中小企業で前期決算等の経常損益が赤字の場合、5%未満の減少でも可能）
- ②実施する休業、教育訓練及び出向が労使協定に基づくものであること（計画届の提出時に協定書の提出が必要）等

◆受給手続き◆

本助成金は事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間（賃金締切期間）ごとに事前に計画届を提出することが必要です。支給申請期間は判定基礎期間終了後1か月以内です。（下記イメージ参照）

助成内容

大企業（雇用調整助成金）

- 休業、教育訓練、出向に係る費用の助成率：2/3
→（障害のある人の休業等及び出向については、3/4）
- 教育訓練実施に係る加算額：4,000円

中小企業（中小企業緊急雇用安定助成金）

- 休業、教育訓練、出向に係る費用の助成率：4/5
→（障害のある人の休業等及び出向については、9/10）
- 教育訓練実施に係る加算額：6,000円

解雇等を行わない場合

$2/3 \Rightarrow 3/4$

$4/5 \Rightarrow 9/10$

※解雇等は雇止め、派遣労働者の中途契約解除等を含みます。

※教育訓練実施に係る加算額を除いた日額は7,730円が上限。

助成金の受給手続きのイメージ



★詳細については、最寄りの労働局又はハローワークへお問い合わせください★

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク（公共職業安定所）

◇ 第35回繊維通商問題研究会の開催 ◇

第35回繊維通商問題研究会が5月25日(月)に開催され、(1)最近の通商問題全般、(2)最近のEPA交渉の状況、(3)EPA協力、等についてそれぞれ説明と検討が行われた。

最近の通商問題全般については、WTO交渉の状況や暫8制度(加工再輸入減税制度)の説明があり、特に暫8制度の活用状況について、①日本からの輸出に占める暫8利用の割合が増えている、②中堅規模の会社で同制度を利用している機業が増加している等、興味深い説明が資料により紹介された。引き続き同制度の積極的な活用が期待される。

最近のEPA交渉の状況については、タイとの日ASEAN包括的経済連携協定(AJCEP)が6月1日に発効したことの紹介があった。また、EPA協力についてタイ、ベトナム、インドネシア向けの協力の進め方や進捗状況等についての報告があった。

このほか、去る4月24日に世界四極繊維産業代表会議(日本、中国、欧州、米国の4カ国)がローマで開催されて、繊維産業の業況報告や通商関係のトピックスに関する討議が検討されたこと等の報告が繊維産連から、また、東アジアでのEPAの繊維産業委に与える影響調査について、EPA・AJCEP活用に関する①ビジネス形態、②効果、③今後の展望、等について日本繊維輸入組合から報告された。

◇ 第7回知的財産権保護推進委員会の開催 ◇

日本繊維産業連盟の調査委員会である知的財産権保護推進委員会は、今年2回目となる会議を6月5日に開催し、次の内容について説明がされた。

1. 関係業界団体の模倣品対策の先進的事例について

ユニオン・デ・ファブリカン東京 堤 事務局長より事例紹介

① 知的財産権保護の先進国フランス・パリに本部を置く団体の積極的な活動事例の紹介

② 中国を中心とするアジア地域での悪質な模倣品・偽造品への対抗策の紹介

2. 模倣品対策関連の日本政府の最近の動き及びIIPPFの2009年度の活動方針について

経済産業省製造産業局模倣品対策・通商室 墳崎 専門官 より説明

① 中国政府機関(工商総局)との知的財産権保護にかかる覚書の締結

② 国家知識産権局とのシンポジウム開催

・国家知的財産権戦略要綱(夏～秋頃 北京)

・改正専利法(10月以降 東京・大阪)

③ 中国法研究会の創設

④ 中南米への対応

- ⑤ 模倣品・海賊版対策の企業経営・社会に対する貢献の分析に関する調査研究
・報告書

<http://www.meti.go.jp/policy/ipr/pdf/200904houkokusho/keieikokendohokokusho.pdf>

- ・概要

http://www.meti.go.jp/policy/ipr/pdf/200904houkokusho/keieikokendohokokusho_gaiyo.pdf

3. その他

- ① 中小企業知的財産権保護対策事業について

JETRO 知財課 河野氏 より説明

- ・本委員会のオブザーバーである JETRO では自社機能では対応出来ない中小企業向けに知的財産権保護対策事業を実施している。
- ・この事業では JETRO が調査機関に侵害調査を委託し、調査費用の一部を助成する。

※詳細については日絹にパンフレットがありますのでお問い合わせください。

- ② IIPPF(国際知的財産権保護フォーラム)第1回第1プロジェクト関連報告

◇ 中小企業庁より各種支援事業(補助金)の公募について ◇

中小企業庁は中小企業向け各種支援事業の公募(①地域資源活用新事業展開支援事業費補助金、②平成21年度新事業活動促進支援補助金、③農商工等連携対策支援事業)を開始した。内容は以下の通り。

- ① 地域資源活用新事業展開支援事業費補助金(地域資源活用売れる商品づくり支援事業)の公募(2次募集)について

本事業は、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興のため、地域資源を活用した新商品・新役務の開発や販路開拓に意欲的に取り組む中小企業を支援する。

公募期間

平成21年6月15日～平成21年7月17日

※公募期間は各経済産業局により異なります

事業概要

地域の優れた資源(農林水産物又は鉱工業品、鉱工業品の生産に係る技術、観光資源)を活用した新商品・新サービスの開発や販路開拓に取り組む中小企業者に対し、市場調査、研究開発に係る調査分析、新商品・新役務の開発(試作、研究開発、評価等を含む)、展示会等の開催又は展示会等への出展、知的財産に係る調査等の事業に係る経費について補助する。

交付対象

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条第1項に基づく地域産業資源活用事業計画の認定を受けた中小企業者

補助率

補助対象経費の2/3以内

○詳細については、公募要領をご覧ください。

② 平成 21 年度新事業活動促進支援補助金(新連携支援事業(事業化・市場化支援事業、連携体構築支援事業))の公募について

本事業は、中小企業が事業の分野を異にする事業者（中小企業、大企業、個人、組合、研究機関、NPO 等）と有機的に連携し、その経営資源（技術、マーケティング、商品化等）を有効に組み合わせて、新事業活動を行うことにより、新市場創出、製品・サービスの高付加価値化を目指す取り組み（「新連携」）を支援することを目的とする。

事業概要

1. 事業化・市場化支援事業

中小企業新事業活動促進法に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受けた代表者が、当該計画に従って行う事業の市場化に必要な取り組みを支援する。

具体的には、複数の中小企業が連携して行う新事業に必要な新商品開発（製品・サービス）に係る実験、試作、研究会、マーケティング調査等に係る経費を補助する。

2. 連携体構築支援事業

専門知識や高度な技術等を有する中小企業が新事業の具体化を図るため、自己の優れた経営資源（技術、マーケティング、商品化等）を持ち寄り、他者（企業、組合、研究機関、NPO 等）と連携体を構築する取り組みを支援する。具体的には、連携構築に資する規約の作成、コンサルタント、マーケティング調査等に係る経費を補助する。

交付対象

補助の対象となる要件

（1）事業化・市場化支援事業

中小企業新事業活動促進法に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受けた代表者であること

（2）連携体構築支援事業

中小企業新事業活動促進法第2条第1項に規定する中小企業者であって、連携体を構築する上で中心となる者

補助率

補助対象経費の2/3以内

補助金額

(1) 事業化・市場化支援事業

1-a. 事業化・市場化

1 件あたりの補助金額は、2, 500 万円以内

2-a. 技術開発を伴う事業化・市場化

1 件あたりの補助金額は、3, 000 万円以内

(2) 連携体構築支援事業

1 件あたりの補助金額は、500 万円以内

4. 補助事業期間

交付決定日から平成 22 年 3 月 31 日まで

公募期間

平成 21 年 6 月 15 日(月)～平成 21 年 7 月 17 日(金)

※公募期間は経済産業局ごとに異なります

③ 農商工等連携対策支援事業の公募について

本事業は、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動を促進することにより、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としたもの。

1. 事業化・市場化支援事業

公募期間

平成 21 年 6 月 15 日(月)～7 月 17 日(金)

事業概要

中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う新商品・新役務の開発、需要の開拓等を行う事業に係る経費について補助する。

交付対象

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4 条第 1 項に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた第2 条第 1 項に規定する中小企業者

補助率

補助対象経費の 2/3 以内

2. 連携体構築支援事業

(1) 連携事業者型

公募期間

平成 21 年 6 月 15 日(月)～7 月 17 日(金)

※公募期間は、各経済産業局により異なります。

事業概要

中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して事業活動を行うために、連携体を構築する事業に係る経費について補助する。

交付対象

2 以上の中小企業者を含む連携体（農林漁業を行う中小企業者と農林漁業以外の事業を行う中小企業者が1 以上存在する。）の核となる中小企業者

補助率

補助対象経費の 2/3 以内

(2) 支援機関型

公募期間

平成 21 年 6 月 15 日（月）～7 月 17 日（金）

※公募期間は、各経済産業局により異なります。

事業概要

中小企業者と農林漁業者との交流の機会の提供、連携して事業活動を行う中小企業者又は農林漁業者に対する指導・助言、その他の中小企業者と農林漁業者との有機的な連携を支援する事業に係る経費について補助する。

交付の対象

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第 6 条第 1 項に基づく農商工等連携支援事業計画の認定を受けた一般社団・財団法人又は NPO 法人

補助率

補助対象経費の 2/3 以内

◇ ものづくり中小企業製品開発等支援補助金の公募について ◇

全国中小企業団体中央会では、国の平成21年度補正予算の成立を受けて、「ものづくり中小企業製品開発等支援補助金（試作開発等支援事業、製品実証等支援事業）」の公募を6月12日（金）より開始する。この補助金は、ものづくり中小企業者の技術力向上を図ることにより国際競争力を強化することを目的としており、「1. 試作開発等支援事業」（ものづくり中小企業の試作品開発から販路開拓等への支援）と「2. 製品実証等支援事業」（ものづくり中小企業の製品実証等への支援）の2つの事業から成立っている。

1. 試作開発等支援事業

ものづくり中小企業者が特定ものづくり基盤技術（※）を活用して行う試作品開発と販路開拓に要する経費を補助します（補助率3分の2）。

（※）特定ものづくり基盤技術

組込みソフトウェア、金型、電子部品・デバイスの実装、プラスチック成形加工、粉末冶金、溶射、鍛造、動力伝達、部材の結合、鋳造、金属プレス加工、位置決め、切削加工、織染加工、高機能化学合成、熱処理、溶接、めっき、発酵、真空の維持

（参考）補助対象事業の考え方について

本事業は、試作開発に当たって、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（中小ものづくり高度化法）」に基づく「特定ものづくり基盤技術（20分野）」を活用することが必要となります。特定ものづくり基盤技術に関連する事項については、中央会のホームページでご確認ください。（公募要領にも同様の事項は掲載されております。）

2. 製品実証等支援事業

ものづくり中小企業者が公設試験研究機関等へ製品の実証等を依頼した場合の経費を補助します（定額補助）。

※事業内容等に関するお問い合わせは下記までお願いします。

全国中小企業団体中央会 電話03-3523-4901（担当：瀬戸、中澤）

公募要領、申請様式は中央会のホームページから入手できます。

※なお、本会からは6月11付けでご案内しています。

◇ビジネス・マッチング・ステーション(BMS)への登録のご案内◇

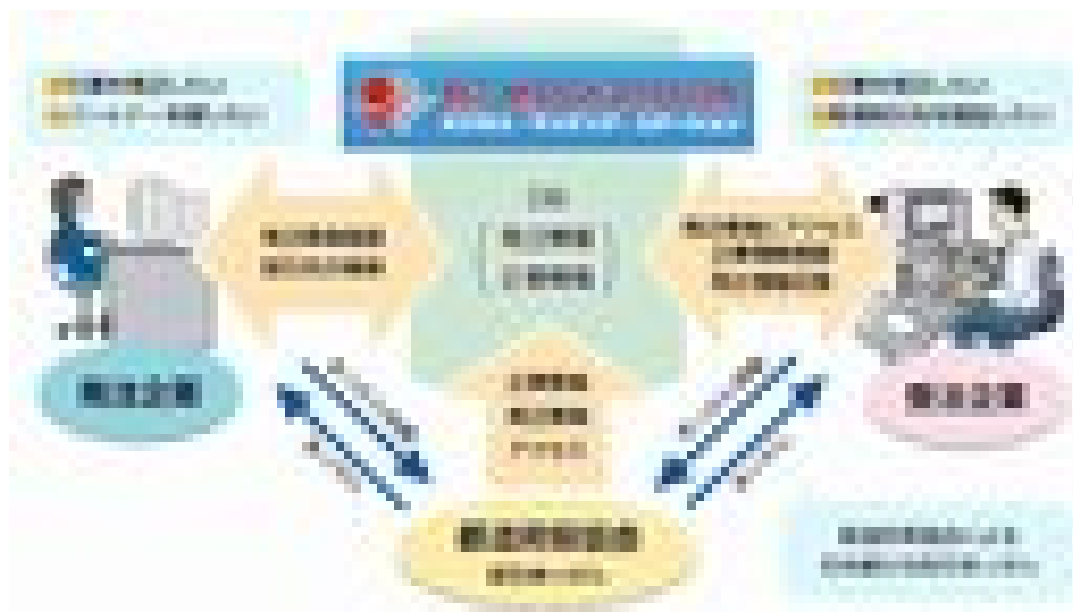
財団法人全国中小企業取引振興協会は、中小企業の取引あっせんの支援を行っていますが、平成１９年度から経済産業省の補助金により、新たな取引あっせん事業としてビジネス・マッチング・ステーション(BMS)を運営している。BMSは、インターネットによる取引マッチングやビジネス・パートナー探しなどを通じて、企業の販路開拓や受発注業務の支援を行うシステム。『外注先を探している』、『発注先を探している』、『発注情報が欲しい』という企業が、自社のPRを行うとともに、企業情報や発注情報を閲覧できるほか、自社の取引希望条件に適合する企業の検索を行い、取引を希望する企業に対して、取引希望の旨をメールで知らせ、新たな取引先開拓に活用できる(会員制)。

なお、国の予算補助を得ているため、登録、利用等の費用は一切無料。

注：全取協は、昭和５４年６月に国及び都道府県等の指導と支援のもとに設立された（財）全国下請企業振興協会と（財）全国中小企業設備貸与機関協会の両協会が、平成１８年４月に統合した団体です。

<http://biz-match-station.zenkyo.or.jp/>

システム概要



利用効果

1. 自社情報をPRすることにより取引先を拡大することができます。
企業情報に信用情報を含めた具体的な内容を記載し、さらに受注希望情報に技術・製品情報等自社PR情報を記載することにより発注企業からの取引対象として選ばれる確率が高くなります。
2. 簡単に取引希望の連絡ができます。
発注情報を検索した結果、その案件に対し、取引を希望する場合は、システム内の「申込み」ボタンを押すことによりその企業に取引希望の連絡ができます。
3. ビジネス・マッチング・ステーションは、全取協と都道府県協会が運用しているシステムです。
ビジネス・マッチング・ステーションの利用に加え、都道府県協会が行っている取引あっせんによる情報提供が受けられます。
4. セキュリティ対策は万全です。
登録されたデータの情報漏えいや改ざんが起らないよう万全のセキュリティ対策を講じています。
パスワードは自社で変更することが可能です。

問合せ先

全取協 ビジネス・マッチング・ステーション担当 柴田

Tel 03-5541-6688 Fax 03-5541-6680

◇ 下請取引適正化推進月間の実施について ◇

下請取引の適正化については、従来から下請代金支払遅延等防止法(以下「下請代金法」という。)による、厳正な運用と違反の未然防止、下請中小企業振興法(以下「下請振興法」という。)に基づく、振興基準の遵守の指導等を通じその推進を図ってきている。

しかし、世界的な金融危機の影響が直撃し、我が国の経済はかつてない速度で悪化している。中小企業とりわけ下請事業者はそのしわ寄せが生じないよう、下請取引適正化の推進を徹底することが必要であり、この一環として、中小企業庁は本年6月を「下請取引適正化推進月間」とし、以下の事業を定めた。

1. 下請取引の適正化に関する普及・啓発

(1) 下請取引適正化特別推進講習会の開催

① 中小企業庁及び公正取引委員会主催

10都市において、親事業者の下請取引担当者等を対象に、下請代金法及び下請振興法の趣旨・内容を周知徹底する。

② 全国中小企業取引振興協会主催(中小企業庁委託事業)

(財)全国中小企業取引振興協会を通じ、8都市において、親事業者の下請取引担当者等を対象に下請代金法及び下請振興法の趣旨・内容を周知徹底する。

(2) ホームページ等を通じた広報

① 中小企業庁及び公正取引委員会ホームページ及びメールマガジンを通じた広報

② 経済産業省施設にたれ幕を掲示

2. 普及・啓発事業の内容

(1) 下請代金法及び下請振興法

下請代金法は、下請取引の適正化、下請事業者の利益保護のために制定され最近では、下請代金検査官の増員、特別立入検査の実施、調査件数の増加など、同法の質工を強化している。

また、下請振興法は、下請事業者の経営基盤の強化等の措置を講ずることにより、下請中小企業の振興を図ることを目的としており、同法に基づく振興基準の遵守を親事業者に要請している。

(2) 下請適正取引等の推進のためのガイドライン

下請事業者と親事業者の間のあるべき理想的な取引(ベストプラクティス)を示し、両者の`WIN-WIN`の関係づくりを目指すため、「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を11業者で作成し、活用を促している。

(3) 「下請かけこみ寺」事業

取引に関する中小企業者の様々な相談等に対応するため、各都道府県の協力を得て、昨年4月に全国48カ所に「下請かけこみ寺」を設置。下請事業者がより迅速かつ効果的に問題解決できるよう、弁護士による無料相談を行っている。

(4) ビジネス・マッチング・ステーション(BMS)

ビジネス・マッチング・ステーション(BMS)は、下請事業者がインターネッ

トを用いて、取引先の拡大や販路開拓等を行うことを支援するためのシステム
発注・受注情報が掲載されており、自社情報のPRを行うことも可能。

問い合わせ先及びホームページ

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

電話03-3581-3373（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

中小企業庁事業環境部取引課

電話03-3501-1669（直通）

ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp>

◇ 夏季の省エネルギー対策について ◇

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議において、今年度の夏季の省エネルギー対策が次の通り決定された。

平成21年5月25日付

1. 世界的な経済危機からの脱出と地球温暖化防止という双方の要請に応えるためには、省エネルギー対策を着実に実施することが必要である。特に、オイルショック以降、大幅に増加した民生・運輸部門を中心としたエネルギー需要の増大への対策が課題となっている。また、新興国の経済発展による世界的なエネルギー需要の増大等を背景とし、化石燃料の市場価格が乱高下するなどエネルギー市場が不安定化しており、家庭、企業、地域など国民生活全般に対して、厳しいものとなっている。このような状況に対処するためにも、省エネルギーのより一層の推進が重要である。
2. 地球温暖化防止については、我が国は低炭素革命を世界に先駆けて実現するため、「低炭素社会づくり行動計画（平成20年7月29日閣議決定）」を策定し、日本の温室効果ガス排出量を現状から2050年までに60%～80%削減するという長期目標を掲げ、革新的な技術開発や省エネ型機器、次世代自動車の普及などの基本的な取組を定めているところである。併せて、京都議定書第一約束期間における温室効果ガス排出量6%削減約束を確実に達成するため、京都議定書目標達成計画に基づいた各施策の着実な実施が強く求められている。

こうした中、平成20年5月に公布された「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」（以下、「改正省エネ法」という。）では、事業者単位でのエネルギー管理が義務付けられており、中小規模の事業場を多く設置する事業者を新たに義務の対象に加えるとともに、事業者の経営判断に基づく効果的な省エネルギーの取組の推進を図っている。

改正省エネ法における事業者単位でのエネルギー使用量の把握に当たっては、新

たにエネルギー管理を行うこととなる事業者等においても簡易にエネルギー使用量を把握することが可能なように、エネルギー使用量の簡易計算等ができる補助ツールを提供する。

3. 政府としては、今般、エネルギー消費が増大する夏季に向けて、冷房中の室温 28℃の徹底、照明機器の白熱電球から電球形蛍光灯への切替え、グリーン家電普及促進事業（エコポイント制度）※を活用した積極的な省エネ家電の買い換え、ESCO事業の導入促進、及び導入補助金等の活用を通じた積極的な太陽光発電システムの設置や環境性能に優れた自動車の導入を始めとする別添の「夏季の省エネルギー対策について」を決定することにより、その各項目に沿った省エネルギーの実践、省エネルギー普及広報の実施等を通じて、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーに関する取組の推進を図ることとする。

◇エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業 におけるエコポイント交換商品等に係る募集のお知らせ◇

平成21年6月1日環境省・経済産業省・総務省は、標記エコポイントと交換できる様々な商品及びその提供者について募集を開始した。なお、1次募集は6月11日が締切日となるが交換商品等の募集については、今回の募集後も定期的に行う予定。

趣旨

「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」は、①CO₂の削減、②経済の活性化、③地上デジタル放送対応テレビへの切り替えの加速に向けて、省エネ効果の高い家電（統一省エネラベル4つ星相当以上のエアコン、冷蔵庫、地上デジタル放送対応テレビ）の購入に対して、エコポイントを取得できるようにし、様々な商品等に交換できる事業で、本年5月12日に公表した「交換商品等の基本的考え方」に沿って、エコポイントの交換商品及びその提供事業者について募集を開始した。

（参考）

交換商品の基本的考え方として、①省エネ・環境配慮に優れた商品、②全国で使える商品券・プリペイドカード（提供事業者が環境寄付を行うなど、環境配慮型のもの）、③地域振興に資するものを中心に選定することとしています。

なお、上記③の地域産品提供事業者の応募は次の要件が必要。

地域産品提供事業者（抜粋）

<募集要件>

- ① 交換商品は、すべて地域産品であること。

（注）地域産品：地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物、加工食品又は鉱工業品

- ② 以下の項目のいずれか一方を満たすこと。
- ア 全都道府県の地域産品を提供すること。
 - イ 特定都道府県内の地域産品を販売する３０以上の事業者が参加すること。
- ③ 全国の消費者に対して、地域産品を迅速かつ確実に提供できる能力を有していること。
- ④ 地域産品への交換に際し、交換する地域産品の受注情報や送付先管理、納品・受領確認等の事務を適切に行うことができること。
- ⑤ 提供する地域産品の採用基準が明確化されていること。
- ⑥ 提供する地域産品のカタログを作成し、かつ、WEB掲載を行えること。
- ⑦ 個人情報保護に係る考え方・方針の整備、安全管理・責任体制の確保その他個人情報保護のための体制が整っていること。
- ⑧ 事業活動に伴う周知活動その他のエコポイント事業への協力ができること。

問い合わせ先

グリーン家電エコポイント対応窓口 ０５７０—０６８—８００

○参考情報

エコポイント関連情報掲載ページ

http://www.env.go.jp/policy/ep_kaden/index.html__

動 向

- ５月２５日 第３５回繊維通商問題研究会
 “ 当会正副会長・正副理事長会議
- ５月２６日 工業会 評議会・理事会・総会 連合会 理事会・総会
 ２８日 日本絹業協会運営協議会
 ２９日 繊維評価技術協議会平成２１年度第１回理事会・第１６０回総会
 “ 全日本きもの振興会理事会・総会
- ６月 ３日 卓越技能者表彰に係る部門別審査委員会
 ４日 アパレル産業協会記念講演会・懇親会
 ５日 平成２１年度全日本帯地連盟委員総会
 “ 日本繊維産業連盟繊維アーカイブ構築整備事業勉強会
 “ 日本繊維産業連盟第７回知的財産権保護推進委員会
 ９日 第１４回東京ファイバー実行委員会
 “ 商工中金 中金会通常総会・講演会
 １１日 繊維産業構造改革推進協議会平成２１年度通常総会
 １５日 日本生糸問屋協会蚕糸業需給・価格動向調査打ち合わせ会議(東京)
 １６日 日本生糸問屋協会蚕糸業需給・価格動向調査打ち合わせ会議(京都)

- 〃 大日本蚕糸会平成21年度第2回蚕糸褒賞等選考委員会
- 17日 全国中小企業団体中央会平成21年度通常総会
- 18日 大日本蚕糸会評議員会
- 〃 経済産業省担当官丹後産地視察
- 19日 日本絹業協会通常総会
- 〃 経済産業省担当官西陣産地視察

今後の会議予定

- ☆ 関東織物産地連絡協議会 6月例会
6月23日(火) 17時 於 龍言
- ☆ 経済産業省間宮繊維課長との懇談会
6月24日(水) 15時 於 小松組合
- ☆ テックスワールドパリ説明会
7月7日(火) 12時 於 日絹会館
- ☆ JFW-JC2010A/W出展者会議
7月8日(水) 14時 於 こどもの城
- ☆ 当会JFW-JC2010A/W(日絹ブース)出展者会議
7月16日(木) 12時 於 日絹会館
- ☆ TA取引ガイドライン推進会議
7月23日(木) 15時 於 TFTビル
- ☆ 日本繊維産業連盟常任委員会
7月28日(火) 午後(未定) 於 霞が関ビル
- ☆ 当会正副会長・正副理事長会議
8月 5日(水) 12時 於 日絹会館

イベント

- ☆ 十日町染織創作展(十日町織物工業協同組合)
7月14日(火)～15日(水) 10時～18時(15日は9時～17時まで)
会場:サンライズビル
- ☆ 十日町染織創作展(十日町織物工業協同組合)
7月28日(火)～29日(水) 9時～18時(15日は9時～15時まで)
会場:京都産業会館